

図書館ネットワーク研修会の記録

平成26年2月13日（木）午後2時～4時40分

於：埼玉県立熊谷図書館 集会室

講演

『滋賀県の資料保存について』

國松完二氏（滋賀県立図書館長）

【講師紹介】

司会：それではまだ時間前ですが皆様お揃いですので研修会のほうを進めさせていただきます。本日遠いところを滋賀県立図書館長國松完二氏にお越しいただきました。

ここで講師の略歴をご紹介します。國松完二氏は昭和30年7月7日滋賀県栗太郡栗東町（現栗東市）にお生まれになりました。司書資格は昭和52年に愛知学院大学の夏季講習で取得され、昭和53年4月から滋賀県立図書館に勤務、奉仕係に配属され、移動図書館が廃止される昭和59年3月までの6年間にわたって、移動図書館業務を担当、県内140箇所



のステーションを巡回されております。併せて昭和56年度からスタートした市町村立図書館に対する協力貸出し業務、協力車の巡回開始、県の図書館振興策による市町村の図書館づくり支援を担当されました。平成6年4月から4年間、県が新設した県立大学の附属図書館の立ち上げも担当され、平成17年4月からサービス課長、そして平成23年4月より滋賀県立図書館長としてご活躍をされています。

それでは「滋賀県の資料保存について」ということでご講演をいただきます。よろしく願いいたします。

【図書館での仕事】

滋賀県立図書館の國松でございます。滋賀県庁に就職してからずっと図書館の仕事をしております。図書館に配属されて最初の仕事が、先程紹介でありま

したように移動図書館の仕事でした。当時は県立が直接、埼玉県もそうだったと思いますが、県立図書館が直接移動図書館で市町村への巡回を実施しており、その業務をずっと担当をしていました。昭和55年度に新しい県立図書館が建設され、県立図書館の役割としては、移動図書館による直接サービスではなく、市町村立図書館への支援に重点を置こうということで、昭和56年度から、協力貸出し業務、実際にはサービスをする市町村立図書館がそんなにたくさんある時期ではなかったですが、協力貸出しという制度と本を届ける協力車の巡回をスタートし、その担当をいたしました。各市町村立図書館への巡回は、最初の年度は月に1回、翌年度から毎週巡回と増便し、ほぼ現在と同じ巡回体制をとりました。

当時、滋賀県では図書館振興策として市町村の図書館づくりを推進しており、県からは建設費や図書購入費、移動図書館車の購入費等、色々と補助金が出ていましたが、県の教育委員会はお金を出しますが、具体的にどういった図書館をつくっていくか、そういうことについては図書館をつくる自治体の担当者と県立図書館のほうでいろいろな相談をしながら新しい図書館を立ち上げるといったスタイルでやっており、そういう仕事も担当していました。図書館の仕事を長くやっていますが、ほとんどを市町村図書館協力の仕事をしていたという感じです。

今日のテーマである「資料保存」についても、もともと市町村図書館への支援というところからスタートしています。市町村が新しい図書館をつくったけれども、たちまち書庫が一杯になってくる。「いっぱいになった本をどうするんのか。」という声が出て、その解決策として、県立が中心になって市町村と協力しながら、県全体での保存を考えていきましょう、というのが発端でした。県立としては、図書館協力の一環ということで保存に関わるいろいろなしくみづくりをすすめていったというのが実情です。

10年位前に同じテーマで岸本岳文前滋賀県立図書館長が講演をしておりますが、私も、岸本氏と一緒に資料保存業務に取り組んでおりましたので、業務をスタートした当時の滋賀県の状況のようなものをお話いたします。埼玉県とは条件が違ってもたくさんあると思いますが、参考にさせていただければと考えております。

【滋賀県の概況】

配布資料とパワーポイントの画面、両方を使ってお話ししたいと思います。実は私、先週インフルエンザに罹ってしまいまして1週間出勤停止になってしまいました。その関係で、あまりパワーポイントの資料作りができませんでし

た。ちょっと中途半端なものになって申し訳ありませんが、ご容赦願いたいと思います。

滋賀県では1980年（昭和55年）に新しい県立図書館をつくっているのですが、その頃の滋賀県の図書館状況はというと、県下にはほとんど図書館がない県でした。（画面をみながら）ここに彦根市（ひこねし）と水口町（みなくちちょう）、2つの図書館がありますが、1978年（昭和53年）年、私が図書館に入った年には1市1町にしか図書館がありませんでした。滋賀県は当時自治体数が50市町村でしたが、図書館は1市1町にしかなく、ようやく昭和53年（1978年）になって守山市という人口4万人くらいの市に戦後初めて図書館が設置されたという状況です。彦根市立と水口町立の図書館は戦前からありましたので、戦後は全く図書館ができてなかった県でした。

『日本の図書館』などの統計書を見ると、この時期の県別の図書館状況などは最低も最低、設置率もそうですし、すでに設置されていた1市1町にしてもそれほど活発な図書館活動はしていませんでした。また、県立図書館も単独の施設ではなく滋賀会館というホールに併設されたものでした。当時は蔵書冊数も10数万冊くらいだったのではないかと思います。そのうちのかなりの部分が移動図書館用の蔵書でしたから一般図書は10万冊もない貧弱な蔵書の図書館でした。そういうところから滋賀県の図書館活動はスタートしています。

昭和55年（1980年）に県立図書館が新設され、その後市町村の図書館の整備をすすめる県の図書館振興策が昭和56年度（1981年度）にスタートし、10年くらいの間に県下で13くらいの自治体で図書館が設置されるようになったという状況です。

資料保存のことが市町村立図書館でも話題になり始めたのはこれからもう少し後からですが、市町村の図書館のつくりかたとして「市民に利用される図書館を」ということを最優先に施設づくりをすすめていった結果、その後「資料保存」のことが大きくクローズアップされてくることになります。

追加で配布した「県内図書館の収蔵可能冊数と現在の書架の状況」いうのをご覧ください。この表からもわかると思いますが、自治体の規模に比べてどの図書館も面積的には大きな図書館をつくっています。県立図書館から設計上のアドバイスもしましたので、開架室の大きな図書館をつくりました。表を見てもらうとわかるように、一番左の列は開館当初の建築上の収蔵冊数ですけれども、いわゆる書庫の収蔵冊数というのはどこもあまり多くありません。滋賀県は合併前人口1万人前後の自治体が多いのですが、延床面積は1,500~2,000平米という大きな図書館をつくったのですが、かなりの部分を開架室にとって書庫のスペースというのはあまり大きくない。せいぜい5万冊から10万冊くらいのスペースしか持ってなかった。実際は設計より多く収蔵できますが、現在は

新館オープンから20年近くたっている図書館も多いので収蔵冊数をみるとどこも目いっぱい詰め込んでいる状況です。

開館当初は県の図書館振興策によって図書購入補助があり年間に受入れる図書の冊数はとても多かった。小さな町立図書館でも年間に1万冊、2万冊は蔵書が増えてゆくという状況が何年も続いた。図書購入補助は新館開館から10年間実施されましたので、市町村立ではどんどん蔵書が増え、5年くらいたつとこの図書館も蔵書が一杯になってきて、除籍をしなければいけない状況になってきたわけです。

滋賀県の図書館づくりでは、市町村立図書館は資料を保存するという前提で建物をつくってきませんでした。市民には貸出しにより新鮮な図書を提供する。利用度が低下した図書は除籍をして、蔵書の新鮮度を保った図書館サービスを行う。新館開館当初、その考え方はそれぞれの自治体でも納得され図書館サービスを実施していたはずですが、いざ蔵書が一杯になってくると、「保存する場所もないのに、なんで新しい図書を買う必要があるのか。」「市民の税金で買った図書を捨てる（除籍）とは何事か。」という話が議会や行政の上層部から出て来はじめたんですね。

こういう話が出て来た時、市町村の館長さんたちにはこうお話されては、と県立図書館からアドバイスをしていました。「市町村の図書館は古くなった図書もずっと保存することが役割ではありません。市町村の図書館は、新しい図書をどんどん購入して市民に利用してもらうのが一番の役割です。」と。「それじゃあまり利用されない図書はどうするんだ。捨てるのか。」という反論には「あまり利用されなくなった図書は捨てるのではなく、将来利用されるかもしれない図書は全部県立に引き取ってもらい、必要なときに県立から借りて利用します。県立ではずっと保存してくれるんです。」という話をしてもらう。書庫は一杯ですが、新しい図書を買う資料費は絶対必要なんだ、という議論で対抗していただいた。そのやりとりのなかで県立図書館の役割や考え方をうまく使ってくればよいということなんです。

【資料保存センターの誕生】

平面図の左側の部分が新館建設当時の書庫です。最近の県立図書館は100万冊規模の収蔵能力を持つ図書館もたくさんできていますが、昭和55年(1980年)当時は特段大規模な収蔵ということは意識されておらず、50万冊収蔵の図書館をつくった。たぶんその当時の増加冊数から考えると50万冊で十分だという考え方が支配的だったんだと思います。オープン当初、一般図書は数万冊程度で、書庫もガラガラの状態だったんですが、第1次の図書整備5か年計画により図

書資料の充実を図った結果、毎年度4万冊から5万冊の図書が増加するという状況が続きました。その結果、開館から10年程度で蔵書能力の50万冊を超えるまでになってしまいました。市町村だけでなく県立図書館でも書庫が一杯になったらどうするんだという話がでてきました。そこで当然書庫を増築するという話が出てくるわけですが、当局としては、まだ10年しか経っていないのにもう増築するのか、という話になってくるので、新しい機能を付加するかたちでないと書庫増築のゴーサインが出ない状況にありました。ひとつは県立図書館が収集する資料をこれからも永年保存していくためにはどうしても書庫の増築が必要である。プラスしてこれまで図書館振興策により県が整備をすすめてきた市町村立図書館は保存が目的の図書館ではない、市町村立図書館で利用度の落ちてきた本は最終的には県で保存し、県内全域の図書館で協力貸出しによりいつでも利用できるような体制としての資料保存センター機能、そういう機能を併せ持ったものをつくりたいということで、増築のゴーサインが出ました。

増築書庫は地下につくりましたので地上からは見えないんですが、建築上は100万冊の収蔵ができる地下4層の地下書庫をつくりました。

滋賀県の保存方法は分散保存の考え方は当初からなく、県立図書館への1館集中保存という考え方で資料保存をすすめています。新設の市町村立図書館には書庫機能というか、資料保存機能を重視した施設ではないため「資料保存センター」業務のスタートから県立1館に集中して保存するという形でスタートしました。

【滋賀県の資料保存】

昭和53年（1978年）以降の滋賀県の図書館設置状況をみますと、（画面を指して）10年後にこれぐらい、平成25年（2013年）に市町村合併もあり50市町村だった自治体が現在は13市6町になっています。合併前に図書館をもっている自治体が多かったので19の市町で48の図書館が設置されています。まだ合併が間もない、もともと別々の自治体だったのがひとつになっていますからひとつの図書館として蔵書のコントロールがうまくいってないので、除籍についても、まずは各自治体内できちんと検証してから、という館もありますし、そこまで調整できないので個別に除籍というところもあります。

資料保存に対する県立の職員（司書）のこだわりなんですけど、先ほども申し上げましたが、滋賀県は図書館が全くない県でした。昭和56年ころから市町村の図書館がではじめ、協力貸出しもスタートし、市町村立図書館で予約、リクエスト制度を積極的に導入し始めたんですが、リクエストされる図書の年代が、ちょっと古い年代になるとたちまち県内にどこも全く所蔵ないというこ

とが非常に多かった。もともと図書館がなかったのだから当然と言えば当然ですが、1970年代に出版された小説など、せっかくリクエストを受けてもほとんど県内で持っている館がない。私自身も協力貸出しの仕事をしていて、「こんな図書も図書館になかったのか。」という、悔しい思いをよくしました。

いきおい、他の図書館からお借りすることになるわけで、その当時、埼玉県立さんで作成された埼玉県立4館の合同蔵書目録をほんとうによく利用させてもらいました。

他府県の蔵書を調べるといっても、相互貸借で貸してもらえる館を前提に調査しますから、近畿でも大阪府立図書館しか蔵書目録はありません。他の地域となると埼玉県立図書館しかなかった。当時埼玉県立の蔵書目録は、県内に所蔵館がなければしょっちゅう利用させてもらった。県立で直接受けたリクエストならお借りして、市町村立からのリクエストの場合は埼玉県立さんを所蔵館紹介する、という形で埼玉県立さんにはたいへんお世話になった。

当時は県立の職員も市町村立の職員も県内の図書館で所蔵が見つからないことが多かったので所蔵館を探すのがほんとうに大変だったんです。大阪府立、埼玉県立で所蔵がないと、あとは所蔵していそうな館にあたりをつけての電話作戦ですよ。探している図書が特別な図書でもなんでもなし、図書館なら所蔵していて当たり前というものが結構あった。正直、電話するのもかっこ悪いというか、電話を受けた館もあきれているんだらうな、と思いながら電話していたことを思い出します。他府県の図書館で見つからない場合、職員が自分の蔵書から寄贈してくれたことも何度もありました。

そういうことで県立、市町村立を問わず、滋賀県内の図書館職員は所蔵館探しの苦労というか、大変な思いを誰もがしていましたので、とにかく県内でどこかに図書がきちんと残せる体制をとりたいという思いは非常に強かった。そういう思いから資料保存センター業務の最初はとにかく厳密なやり方で、ちょっとでも書誌情報が違う図書であれば全て保存しようということでスタートしています。

資料3を見てください。これが滋賀県での市町村立との資料保存に関する取り決めで最初に合意した内容です。県公図と書いてありますがこれは滋賀県公共図書館協議会のことです。理事会というのは、県下の公共図書館長が全員参加の館長会議も兼ねたものですが、そこで資料保存センターではこういう運用をしましょう、ということを取り決めた会議に提出された資料です。書庫は前年度に完成していましたが県立図書館の蔵書移転を先に済ませ、そのあと市町村の本をどういう形で受け入れて保存するかを、市町村立の担当者と話し合いをし、まとめた形でスタートすることにしました。

資料保存業務のスタート当初の考え方は、もとは市町村立図書館の蔵書です

から、その蔵書は各図書館で通常購入であれリクエスト購入であれ、選定基準をクリアして蔵書になっているわけですから、県立に移管される時、再度の選択はしない、無条件で受け入れるという考えでスタートしています。極端な例では、旅行ガイドなどは ISBN が同じでも刷り年が違っておれば保存対象としました。

保存業務スタート当初は市町村立図書館にあまり手間をかけないでやろうということで、「除籍した資料は現物を全て県立に送ってください。後は県立が全部重複チェックをします。」という形でスタートしました。

市町村の図書館の蔵書点検や除籍処理が済んだ時期になると県立の書庫には、チェック待ちのダンボールの山が並びました。この方式で2年くらいやりましたが、作業的には大変です。現物を見ながら検索をして、書誌、所蔵の同定を1冊ずつ行いました。当時はコンピュータもまだ汎用機、オフコンの時代でエクセルでデータに出力したりとかできない時代でした。各図書館で出力できる除籍リストには本の同定をするための情報がきちんと出力されていない、図書館システムのパッケージソフトの場合 ISBN とか、出版年、版次などが印字される除籍リストはほとんどありませんでしたから、同定には使えませんでした。除籍リストから本の同定ができないので、現物による確認という方法でスタートせざるを得なかった。ところが作業的にはとても大変で、2年くらいこの方法で実施したあと、早くも見直すことになりました。

平成8年度からは、現物の持ち込みから除籍リストを検索する方法に変更をしています。ちょうど各市町村立で各図書館から5千冊単位で除籍資料が出始めた時期だったので、現物チェックだといっぺんに2万冊、3万冊が県立に集まってしまう。資料の置場所もないという状態になっていました。そういうこともあり、かなり早い時期で見直しをしたというのが現状です。

どういうものを保存の対象にしないか、さきほどのネットワーク委員長が報告されたなかでも除外資料というのがありましたが、滋賀県でも内容的にはさきほどの報告事項と同じような内容ですね。旅行ガイドはどうか、実用書はどうか、コンピュータの関係はどうか、県立図書館は寄贈担当者が資料保存業務の受け入れも担当していますので、市町村立で除籍担当者が交代されると、毎年、一般図書担当者へ「こういうものは市町村側で除外をしてください。」というお願いをして、県立側でチェックをする数を少しでも減らし移管処理がスムーズに進むようにしています。

具体的にはコンピュータの関連の図書や特に3類の各種試験の案内書、受験の案内書、あと株式投資の本など、類書での対応が可能な分野の図書は除外、あとは旅行ガイド、実用書に分類されるようなものについてはチェックのためのリストから外してくださいということでお願いをしています。いくつかの館

は除籍リストを GSV ファイルで出力できるようにしてくれています。そういう館についてはデータをもって県立の書誌データと突合処理をしてあらかじめ重複の図書は除外をして、旅行ガイド等市町村側で除外してもらう図書を消し込み、最終的にこれだけの本を送ってくださいますということを市町村に返す方法です。

この処理方法は、10 年前にこの研修会で説明した方法とほとんど変わっていません。コンピュータが使える館、データが吐き出せる館はそういう処理をしてもらっていますし、今でも紙の除籍リストしか出せない館については除籍リストを分類順に出力してもらって、分類でチェックし、できるだけ早く返事ができる体制をとっています。

もう一枚最後に配っております資料は、「保存センター受入冊数推移」です。下のグラフが資料保存を始めた頃、上のグラフが平成 15 年度以降の状況です。依頼冊数というのが「県立にあるかないかチェックしてください」と市町村立が県立に依頼してくる冊数です。最終的に保存される冊数に比べて非常に少ないですね。たとえば上のグラフの平成 15 年で見ますと、市町村立からは 8,700 冊の本について重複を調べてくださいという依頼がきている。8,700 冊分の除籍リストが県立に届いている。それを 1 冊 1 冊調べた結果、県立に保存することに決定して市町村立に「保存しますから送ってください。」と連絡するのが約 900 冊です。だいたい調査依頼の 1 割くらいですね。ほとんどの本が県立の蔵書と重複か、保存対象外の図書として除外されてしまう。年によって冊数はまちまちですがけれども実際に保存をする冊数はチェック依頼がきた冊数からすると非常に少ない。作業的には大変な状況ではあるということになります。

昔は蔵書点検後にまとめて除籍処理を行う館が多く、時期が集中して数千冊から 1 万冊の除籍資料が各市町村立から出てきていました。そこから保存対象としないものを除外しようとしても、相当量の冊数チェックをしなければならないということになるため、市町村立図書館には除籍処理をなるべく時期を分散してやってくれということをお願いしています。最近は蔵書点検時に一気に除籍するというより、毎月少しずつ除籍をする館という館が増えていますので、ありがたいなと思っています。

除籍したあと市町村側で図書を処分したり、市民向けのリサイクルで利用したり、除籍図書も最近はいろんな形で再利用されていますので、県立からの連絡待ちがあまり長くないような工夫はしていかなければならないと考えています。

次に、資料 5 を見てください。この表は、滋賀県立図書館の出版年別の蔵書冊数を表した表です。右側がその年の新刊の出版点数、わかると思いますが 70 年代の蔵書は新刊の出版点数に比べて、極端に少ないのがわかっているだけ

と思います。1980年に新館オープンし、その後80年代から90年代にかけては、県立図書館の資料費も多く、新刊の出版点数に対する蔵書のカバー率も高かったのですが、それでも県立は未所蔵で市町村立しか所蔵していない図書というのは存在しますから、表の市町村から移管というところは、80年代、90年代でも、1,000冊から2,000冊程度の移管実績があります。

80年代以前になると2,000冊、3,000冊という冊数が、もっと前の時代、県立の蔵書が非常に少ない時期は市町村からの移管でかなりその年代に出版された図書をカバーをしていることがわかってもらえると思います。1冊の図書が市町村立図書館では古くなって一定の役目を終えますが、その図書がひとつのところ（県立図書館）に集まり保存されることで、市町村立に所蔵されていた時とはまた違った新しい利用のされかたをする、70年代に出版された図書も県立にあるからこそ利用されるという側面も出て来る。こういうことも1館それも県立図書館に集中保存する意味としてあるのではないかと考えています。

現在、少し問題だと考えていることをお話します。この表でみてもらってもわかるように2007年ごろまでは県立図書館の図書費が潤沢に予算化されていた時期で、新刊書の出版点数に対するカバー率も非常に高かった。しかしここ数年県立図書館の図書費が極端に落ちてきているという現実もあって、新刊出版点数に対する購入カバー率が極端に落ちている。こういう状況で市町村立からの移管というものでどの程度カバーしていけるのか、考える必要があると思っています。

まだまだ出版年としては新しいものですから、市町村立でも除籍対象になることはなく、移管される冊数も少ないですが、2000年以降の出版物が市町村でも除籍される時期になった時、果たして県立に何冊くらい移管されるだろうか、新刊出版点数に対するカバー率はどの程度上昇するのか、ということを考えて少し先行きが心配になることがあります。滋賀県の公共図書館が協力して全県的な図書のカバー率を上げていくという考えのもと資料保存センター業務をスタートしていますが、その考え方がいつまで続けられるか。そのようなことも考えながら、非常に手間のかかる業務を現在も実施しています。

【今後の課題】

今後の課題として、考えておかなければならないことがいくつかあります。

一つは、市町村合併が滋賀県ではとても広範囲に実施されたことです。資料1「滋賀の図書館」を見てもらうとわかりますが、もとは独立した図書館でしたから、それが合併によって5つ、6つの館が1つの図書館になり複数館運営をすることになった。統計上蔵書冊数というのは非常に多いが、各館の図書の

重複が非常に多い。これからはその重複を館の適正な冊数だけ保存する、不用品な図書は計画的に除籍するという作業を合併した自治体では精力的に実施している。例えば3番目の列の長浜市は6つの図書館があります。6館全部で蔵書冊数は約90万冊、人口12万人くらいの市ですが、オリジナルな点数はかなり少なくなる。たしかに、合併するまではどの図書館も同じような規模で、サービス対象となる人口も同じようなものでしたから、それぞれの館で整備する図書も同じような傾向になるのはしかたない。合併後、ひとつの図書館、システムとしての図書館として一体運営していく時に必要な冊数だけ残してゆく。その結果、書庫が一杯になっている状況を少しでも緩和し、余裕を持たしていこうとしている。

特に5館、6館が合併したという自治体は、蔵書冊数は多いが全館が同じ本を所蔵しており、同じ本が10冊も20冊も蔵書としてある、そういう状況というのがどこの自治体にもあてはまる。今までは県立と市町村立の1対1の関係で資料保存の手続きを進めてきたが、合併により複数館運営になったこともあり、まず最初に自分の自治体に何を残すかということ、そのことをまず、各図書館で検討してもらうようにしている。自治体内での手続きが済んだ後、除籍になった図書についてさらに県立で残す必要があるかどうかを考えましょうということにしている。

市町村立でも、いままでの県と市町村とのデータチェックではなく、自治体の図書館間で何をどこに残すかということをチェックしていくということを一応確認事項としている。市町村立の保存の考え方が以前とは変化してくるなかで、これからの県立図書館の保存体制を考えていく必要があります。

もう一点は、保存スペースの問題です。県立図書館が建築上は150万冊、実際は200万冊くらい収蔵は可能ですが、すでに一般図書だけで90万冊くらいになっている。それにプラスして児童書や郷土資料とか含めるとすでに130万冊の蔵書を抱えている。いずれは一杯になってしまう。図書のほかに雑誌も永年保存しているため何年かすると増築した書庫も一杯になってしまう。そのあとどうするんだという話は最近の資料費の減もあって、多少話が先延ばしにはなっているが、遅かれ早かれ検討しなければいけない。県立が一杯になれば、市町村立との分担保存に切り替えるというのは、市町村立の施設の現状からは滋賀県の場合非常に難しい。分担してくださいといっても書庫をほとんどもっていない市町村立が多い。そうすると、さらに書庫を県が増築できるか、ということになると現在の県の財政状況から非常に困難という現実もあります。

これからの課題としては県立図書館が建築からすでに33年経ち、建物自体が老朽化しているということもありますので、館の改修や周辺の既存の施設の活用等を含めて、県立がこれからも資料保存の中心になっていけるか検討してい

く必要があると考えています。他府県と違い市町村立の図書館にあまり保存機能を持たない形で図書館づくりをしてきた、その結果ということになります、これだけ蔵書が増え、県立を含め 1,000 万冊弱くらいの蔵書になってきていますので、これからどういう形で保存していくかということは考えていかなければいけない。

国会図書館との関係についても考えていかなければならない。今までは利用が不便という点で、当然国会が保存すべきだが、日常の利用面からちょっと国会だけでは不便、近くの図書館に図書がないと日常の利用者サービスができないという現実があった。国会の図書館間貸出は今でも冊数の制限がありますが、今年から電子資料の送信サービスが開始されます。このサービスがどの程度利用者に受け入れられるか、正直分からない状況もある。「画面で閲覧なら結構です。」ということになるかも知れませんが、県域での保存というのはやめにくい状況にはあると思います。

滋賀県は近畿ブロックになりますが、ブロック間での保存ということもあまり話としては現実的ではない。近畿でも道州制について議論されていますがどうなるか分からない。ブロックの中である程度分担するという話はあまり現実的な話ではない。どうしても県民の毎日常的な利用、利用したい時にきちんと本が届く。そういうことを保障するには、どう保存していくのが一番いいのかということをして市町村と一緒に考えて行きたいと考えています。滋賀県では埼玉県ネットワーク委員会と同じように、滋賀県公共図書館協議会に、実務委員会という委員会が協力貸出しが始まったころから設置されています。この委員会で資料保存であるとか、県内相互貸借等、県下の図書館が共通して持つ課題について検討を行っています。

少し前に昨年、埼玉県さんが調査された結果が送られてきていたので 10 年前の調査と照らし合わせてみたのですけれども、全国的に一般図書の保存を本格的にやっている都道府県というのはほとんど増えていない。10 年前も滋賀県と埼玉県、あといくつかでしたけれども、今回の調査でも、いわゆる一般図書の保存ということで、きちんとルールに基づいて手がけられているところというのはほとんど増えていない。県立図書館の重要な役割と言われてはいますが、実際の取り組みとなると難しい現実がある。データの処理だけで出来るというものではなくて、現物を物理的にどこが残すか等、保存するために伴う作業というものが大変なので、このあたりがこれからの課題ではないか思います。

話の最後になって少し脱線しますが、滋賀県立で保存を真剣に考え始めたきっかけとなった出来事があります。この本（図書を手に）がそうですが、大阪の松原市民図書館から除籍図書を大量に寄贈してもらったことがあった。資料保存センター業務がスタートする前でしたが、最初にお話したように県立には

70年代の文芸書をほとんど所蔵していなかった。リクエストの都度どこか持っていないかと探して借りていたのですけれども、たまたま松原市民図書館が70年代、図書館が新館オープンした頃の蔵書を大量に除籍するというので、どこかもらってくれないかという打診が滋賀県立にきた。除籍の年代を確認すると、滋賀県立にはほとんど所蔵がない年代の図書だったのでトラックをチャーターしてもらい受けに行った。これが最初の移管図書のスタートなんですね。たしか6,000冊くらいでしたが、県立の蔵書として登録したら、非常によく利用される。市町村立では役目を終えたけれども、県立で保存すれば利用されるんだということがわかった。県立の若い職員や市町村立の職員にも、この仕事を始めた頃の話、手作業でやってた頃の話をいろいろな場で話をします。なぜかというと、今は比較的どこが図書を所蔵しているか、コンピュータを使えば簡単に調べられる。インターネット検索で即座に分かりますし、以前に比べると図書の相互貸借もずいぶん楽になった。それは非常にいいことなんですけれども、自分の館が図書を所蔵していることの意味というか、こだわりというものがすごく必要なんです。簡単な気持ちで、よそから借りたらいい、国会から借りたらいいじゃないですか、わざわざ自分のところに残さなくても、という話が若い職員から出てくることもある。そうじゃないということ、資料保存センター業務がスタートした時の、図書を所蔵していないことに伴う所蔵館調査等、労力のたいへんさだけでなく、その仕事のなかで司書として味わったくやしき等は若い職員には伝えていきたいと思っています。

「昔は昔です。」ということを言われますが、図書を所蔵していることの強さというのは、図書館が県民とか市民にサービスしてゆく上では大切なことで、ネットワークの時代ですが、やはり身近にきちんと図書を揃えておくことの大切さをわかってもらいたい。そのことを基本に仕事をしてほしいということを考えてもらいたいと思っています。

少し長くなりましたが私の話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

《質疑》

質問：県立浦和図書館の大沢と申します。今までのご説明のなかで資料4については触れられなかったのですが。除籍リストが県立に来てそれで県立未所蔵リストというのが来てその後に検索、そのあとに選定とありますが県立未所蔵リストの中から選定するにあたって何か基準みたいなものは設けられているのでしょうか。

回答（國松氏）：

基準ですね、リストの場合はまず最初県立であるかないかでセレクトしますから、実用書とかそういうものも未所蔵リストの中には入ってきます。そこから分類とか本の内容とかについてチェックし、担当者がこれは移管してもらおう、これは不用という選択をするというやり方です。

質問：それは明文化されているのですか？

回答（國松氏）：

市町村立には担当者にチェックするリストからこういう分野の図書は除外してくださいとお願いしている。それができない館もありますから、そういう時は担当者にお知らせしている「コンピュータ関係」、「学参書」「旅行ガイド」、そういう分野は削除して、最終的に残ったものについて現物の図書をお送りください。という方法をとっている。

質問：市町村の方で除外する作業を全部するののかと思ひまして。

回答（國松氏）：

除外処理をできる館はできるだけしてくださいとお願いはしています。そうなんです、できない館もあるので、そういう館は除籍リストをそのままいただき、後の作業は県立で行っています。町立図書館などちいさな図書館については、事前の除外処理が出来ないことが多く、また実際のチェック量も少ないので県立でやっています。そのほうが翌週の協力車で結果を返すことができますので、ケースバイケースで対応しています。滋賀でも埼玉県さんが先程報告された方法で実施したかったのですが、市町村立との話し合いで、あまり厳格にやりすぎるとどうかということもあって、判断は市町村に任せているということになります。

司会：ほかに皆様ご質問はございませんでしょうか。

質問：埼玉県立久喜図書館の前野と申します。レジュメの1ページ4資料保存センター業務の開始から続く2ページ【方法】◎印の二番目の「未所蔵図書は委託により再整理市保存」とありますが、その委託先と予算は図書館の予算なのか図書館協会のような団体から出ていたのか教えてください。

回答（國松氏）：

資料保存センター業務を始めた当初の委託先は TRC（図書館流通センター）でした。県立図書館は NIPPANMARC を使っていますが市町村立が TRCMARC を使っているところが多かったのでデータの突合や移管図書の再整理のこともあり当時は TRC くらいしか請負できなかった。大きなバーコードをつくってもらい、各図書館のバーコードの上から貼って覆い隠す形で再整理をしました。委託費は県立図書館の資料保存センター業務に予算計上していました。協議会の費用で賄っているのは雑誌の分担保存に伴い、県立図書館に雑誌を移管するときにそれぞれの館のバーコードを覆い隠す形で「移管雑誌」というシールを貼って送ってもらっていますが、そのシールの印刷は公共図書館協議会で作成し必要な枚数を各図書館に配布をしています。

司会：ではほかにご質問はございませんでしょうか。

質問：コンピュータ関係の資料は、県立図書館ではほぼすべて受け入れないと考えてよろしいのでしょうか。

回答（國松氏）：

例えばコンピュータのワードとかエクセルなどはバージョンごとに図書が出版されています。バージョンごとの操作の本を県立図書館で持っていないとほんとうは困るんです。今でも古いバージョンの図書を調べにくる利用者もいらっしゃいますから。どこの出版社のもので残すかなんですね。新規の購入ではそれほど網羅的に購入できませんから、案外、市町村立のほうが定評のある出版社の図書を所蔵していることも多い。一応事前に打診してもらって、「その出版社だったら、移管してください。」というようにしています。そのあたりは市町村立の担当者が気がついてくれればいいんですけど、機械的にコンピュータの本だから不用という判断で除外されると情報が来ないことになるんですが、対応については市町村立の担当者にお任せをしているのが現状です。

質問：滋賀県では、資料収集に関して市町村と明確な役割分担はありますか。

回答（國松氏）：

明確な役割分担というのはありません。県立に資料費があるときは網羅的な収集というのが原則でした。現在は県立の資料費が少ないので、県立の選定の結果から見ると、なんとなく分担収集しているよう形に見える。市町村立が基本的に購入するだろうという分野の図書は、最も購入が多かった年度に比べると3分の1程度になってます。当然専門書とか、分野を限ってはいませんが市町村立では購入しないだろうというものを中心に選定をします。市町村立が何を購入するかということは意識しながら選定をしているのが現状です。それから、先ほどのコンピュータ関係の図書とい

うのは県内でも各図書館でいろんな出版社の図書を買っていますが案外重複しない。最終的にどこの出版社の図書を残すのが一番いいのか、それぞれの館で除籍を担当する職員がこの出版社のは残しておいた方がいいと、気がつくかにかかってくると思います。

滋賀県の場合、1館集中保存のため、いろんなところから図書が集まって一箇所に並びます。各図書館ではあまり利用されなくなった図書であっても、棚に並ぶとそれなりに蔵書として意味をもってくるということも考えられると思っています。

司会：最後までどなたかいらっしゃいましたら、どなたかどうぞ。

質問：埼玉県立浦和図書館の松本と申します。それぞれの館が除籍する時に県立図書館が持っていない本のリストが県立図書館に送られてくるが、別の市町村がその本を持っているかどうかを県立図書館は受け入れるときに考慮しているか。

回答（國松氏）：

それは考慮していません。館によっては県立にはあるけれども、自分のところにも残しておこうというところもありますので。

質問：個々の資料について選定するということで市町村で持っているかどうかは、選定では考慮していないのか。

回答（國松氏）：

それもあまり考慮していません。最近は横断検索を全館対象でできるようになったので、市町村立が事前に調べて、この図書は自分の館にしか所蔵していないので必ず保存してください、というメッセージ付で移管されてくる図書は時々あります。

質問：市町村が自分のところしか持っていないということで（除籍時に県立図書館に送付する本のリストが）くるのかどうかわからなかったのです。

回答（國松氏）：

館に多少対応は違うようです。これを必ず保存してください、と言ってくれる館と自分のところしか持っていないので、除籍するのやめて、自分のところで保存しておこうと判断されるところもあるようです。横断検索システムが使いやすくなったこともあって、市町村立の方のほうが、ラストワン（県内で自分の館だけ所蔵）の意識をもたれるようになってきたのかもしれない。そういう意識をもたれる図書館が増えてくることは悪いことではないと思っています。

質問：単館所蔵資料であっても滋賀県立図書館の収集方針に合わなければ、廃棄してしまうと考えてよいか。

回答（國松氏）：

最後の1冊というのはどんどん増えていきますからね。活用される見込みがあるものは優先していく必要があると思います。現状では市町村立から、「この図書は最後の1冊ですよ。」と言われると残さないといけないと思っています。

質問：阿部さんのほうに質問で大丈夫でしょうか。県立久喜図書館の柴崎と申します。

今回の報告で、加須市立図書館の保存対象資料を分析され、具体的な分野別資料数を初めて知ることができた。埼玉県公共図書館等における資料保存実施要領改定により保存対象外資料を設けることで、どれくらい保存資料を減らすことが可能になると考えられるかお尋ねしたい。

回答（阿部委員長）：

今、単館所蔵の分析として加須図書館を例にやってみたところ蔵書構成の比率とあまりかわらなかったということで特徴はなんだろうなたとえばうちのほうはコンピュータ関係でいえばおさえている訳ではないので0類のところと5類のところあたりでコンピュータ関係があるでしょうし、旅行誌、2類にある多くが旅行誌、その半分くらいが伝記だったということが分かりましたので、これでどれくらいが除籍されるかということが分類だけでなくその内容からこれ実用書だからといって落とさなきゃならないので641件のリストというのをまだ作ってなかったので実際にはわかりませんが、大体数字的には2割強は削減できるだろうと考えています。

司会：時間がそろそろ参りましたので他にありますか。

國松氏：1枚目の1番下に24年度34万冊というのがございますね。これというのは県内でどこかひとつしかもっていない図書のトータルがこれだけという理解でよろしいでしょうか。

回答（阿部委員長）：

はいそうです。その館だけで2冊もっていたりするんですけど、ISBNとしては1つしかないで県内のデータをずっと集めると34万件、1個しかない。

國松氏：館ごとかなり冊数の偏りがあるんですか。

回答（阿部委員長）：

館別の単館所蔵の推移というのが、担当から出されているのですが、やはり蔵書数の多いところは多いです、比率は館の蔵書構成に応じてという感じがしています。

國松氏：非常に図書館の館数が多い県ですがこれだけの図書がどこか1箇所しかもっていないのかなというふうに思っていました。

回答（阿部委員長）：

ただ総数的にはやはりお話ししたように資料数の中の1%ということには変わりありません。30万件と考える市立図書館レベルの点数ですね。國松氏：埼玉県全体で2,000万冊くらいですか。1%ちょっとですね。ありがとうございます。

（事務局から補足）：

34万件のうち県立図書館は10万、残り24万が市町村です。市町村によって特色のあるもの、他の図書館で買っていないような資料を収集している市町村立図書館は、単館所蔵冊数が多くなります。他に専門機関、類縁機関と呼んでいますが、女性教育会館等は多くなる傾向があります。司会：このあともしご質問等ありましたら、県立熊谷図書館の協力担当のほうにおっしゃっていただければ、講師の先生にもご質問等させていただくことができるとおもいますのでよろしくお願いします。

最後に閉会にあたりまして県立熊谷図書館乙骨館長より閉会のご挨拶をお願いいたします。

乙骨館長：

閉会のご挨拶というよりお礼の言葉ということで一言述べさせていただきます。本日は國松館長には大変お忙しいなか、しかも遠いところをお越しいただきありがとうございました。滋賀県立図書館さんは我々県立に勤めるものにとって、常にサービスの先頭に立たれてモデルのような図書館でございます。実は私も1980年に県立図書館に勤めましたので、そのちょうど入った年に滋賀県立さんの新館が出来たということでよく覚えております。参照の対象といいますか、いろいろ勉強させていただきました。そんな中今日また資料保存というキーワードで県立図書館の取り組みのお話をきかせていただいてあらためて役割を感じさせていただいたところでございます。本当にありがとうございます。

滋賀県と埼玉県ですと館長さんがおっしゃられていたように、少し発展のパターンが違うところもございますのですべて同じということはむしろかしいかもしれませんが、今日お聞きしたお話をふまえて、またここにいる市町村の方々と一緒に県内の図書館の充実に努めてまいりたいと思います。本当にどうもありがとうございました。